

平成29年度

甌海峡横断レース事業補助金

評価表 NO.

39

所管部課名	観光・シティセールス課	担当者	堀之内寛郎					
事務事業名	観光イベント事業費							
根拠法令	薩摩川内市補助金等基本条例 薩摩川内市補助金等交付規則 薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成29年度 予算額	1,500 千円	国県支出金 千円	一般財源 1,500 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	甌海峡横断レースの観客数		200人	平成34年度				
成果指標②								
補助対象者	甌海峡横断レース実行委員会							
補助対象経費	(1) 会場設営に係る経費 (2) 印刷製本費 (3) 前2号に掲げるもののほか、甌海峡横断レース事業の開催に当たり必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	甌海峡横断レース事業							
補助金額又は補助率	分類 ☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他 甌海峡横断レース事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。							
上記項目の積算方法	イベント実施団体からの要望及び、実績による							
補助を受ける 過去3年の事業 (団体)等の 決算状況	収入	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
		自己資金	0		1,604,820	60.3%	493,518	45.9%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入			620,000	23.3%		0.0%
		寄付金・その他助成			984,820	37.0%	493,518	45.9%
		市補助金			1,000,000	37.6%	456,800	42.5%
						0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)			57,616	2.2%	125,545	11.7%
		計	0		2,662,436	100.0%	1,075,863	100.0%
	支出	事業費			1,936,891	93.9%	942,122	87.6%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)			125,545	6.1%	133,741	12.4%
		計	0		2,062,436	100.0%	1,075,863	100.0%
		支出計/前年度支出計						52.2%
		自己資金/前年度自己資金						30.8%
翌年度繰越金/市補助金				12.6%		29.3%		
交付件数	0		1		1			
成果指標の推移①			162		0			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【今年度改善点】引き続き協賛金の獲得に努めている。 【前回評価への回答】 【事業のPR方法】チラシ、ポスター、SNS等を活用したPRを行っている。 【費用対効果】島外からの参加者も多く、宿泊での参加となるため地域活性化の貢献度は高い。 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	設立理念に基づいた地域活動を行っている団体である。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①地域に根ざしたイベントであるため、本実行委員会を補助対象者とすることが適当である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	観光交流人口増加に向けて、市民のニーズに合致したものになっている。 県外からのさらなる参加者増の取り組みは必要である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域に根ざしたイベントであるため、本実行委員会を補助対象者とすることが適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	イベントの地域活性化への効果は大きいものとする。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	協賛金等自主財源の獲得に努力は見られるが、自主運営までは至らない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	設立理念に基づいた地域活動を行っている団体である。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	自主的運営へ誘導していくが、当面は交付要領規定の効果指標による事業成果を分析していく必要がある。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	交付要領に補助対象経費を規定している。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《上記方向の理由》 協賛金の獲得にも努め、島外からの参加者は宿泊しての参加となるため、地域活性化のためのイベントとして貢献は高いため現状のまま継続したい。 《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》 企業協賛等のさらなる獲得に努めるよう調整したい。	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			《まとめ》

甌海峡横断レース事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる甌海峡横断レース事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 甌海峡横断レース事業補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画の内容が、甌海峡横断レース事業の実施による観光の振興及び地域の活性化に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 甌海峡横断レース事業補助金の額は、次条に定める補助対象経費のうち予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 甌海峡横断レース事業補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 会場設営に係る経費
- (2) 印刷製本費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甌海峡横断レース事業の開催に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 甌海峡横断レース事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年7月31日とする。

(交付の基準)

第6条 甌海峡横断レース事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、甌海峡横断レース事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 甌海峡横断レース事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(精算)

第8条 当該補助金については、次の各号のいずれかに該当する場合には、精算するものとする。

- (1) 災害や事故等によりイベント等が実施できなかった場合、不要額となった補助金は、返納し精算するものとする。
- (2) 第4条の補助対象経費以外の経費に支出した場合、補助決定額の内、対象外経費分を返納し精算するものとする。

(効果の測定)

第9条 甌海峡横断レース事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 甌海峡横断レース事業の出演者等参加者数
- (2) 甌海峡横断レース事業の観客数

(補助事業者等の責務)

第10条 甌海峡横断レース事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、観光・スポーツ対策監が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。